

○ 経済産業省
国土交通省 告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 金子 一義

一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項第二号ロに規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域の区分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年 経済産業省 告示第三号）別表第1に掲げる地域の区分をい

う。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができらるものであって、その家屋の居住者がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

<p>エネルギーの使用の合理化に資する改修工事及び地域の区分</p> <p>平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号（以下単に「告示」という。）に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、ガラス交換（Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域）</p>	<p>単位当たりの金額</p> <p>床面積一平方メートルにつき六千六百円</p>
<p>告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（Ⅰ及びⅡ地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき一万二千元</p>

告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域）	円	床面積一平方メートルにつき八千
告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域）	床面積一平方メートルにつき一万九千六百円	
告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（Ⅳ及びⅤ地域）	六千円	
告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（ⅠからⅥ地域まで）	床面積一平方メートルにつき二千五百円	
告示に規定する壁の断熱性を高める工事（ⅠからⅥ地域まで）	床面積一平方メートルにつき一万八千円	
告示に規定する床等の断熱性を高める工事（Ⅰ及びⅡ地域）	円	床面積一平方メートルにつき五千
告示に規定する床等の断熱性を高める工事（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域）	円	床面積一平方メートルにつき四千

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第二号ロに規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第四

項第二号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、七十三万五千元（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万五千元を加算した金額）とする（太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができ、その家屋の居住者がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の	三万一千五百円

<p>屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するため必要となる足場を組み立てる工事をいう。）</p>	
<p>陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）</p>	<p>五万二千五百円</p>
<p>積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）</p>	<p>三万一千五百円</p>
<p>塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）</p>	<p>一万五百円</p>

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。